

## 資料編

### 糸島市中小企業振興基本条例

玄界灘に面し、大陸からの新文化の玄関口として栄えた糸島は、古代から多くの人々がつどい、中国の史書「魏志倭人伝」に「伊都国」としてその名を残しています。この地は、縄文、弥生、古墳時代からの輝かしい歴史に加え、江戸時代に唐津街道の宿場町として栄えた時代を経て、人と豊かな自然の調和を図りながら発展してきました。

近年、自然の豊かさが再認識される中、多種多様な農林水産物やそれらを活用した産品が注目を集め、関連する産業の活性化や中小企業間・産業間の連携による地域経済の好循環が生まれています。また、九州大学を中心とする学術研究機関の知的資源や研究機能を活用した先端産業の集積や新産業の創出などの可能性を秘めています。

こうした糸島市の経済発展の基礎を築き原動力となってきたのは、市内の事業所の大多数を占める中小企業です。

中小企業は、事業の持続・発展に伴う雇用の創出や労働者所得の確保に寄与するとともに、市民生活の向上、地域コミュニティの担い手、災害時の対応など、本市のまちづくりに幅広く重要な役割を担っています。

しかしながら、就労人口の減少、若者の市外での就職、中小企業の後継者不足、災害等の頻発による事業継続の断念、急速な技術革新に伴うビジネス環境の変容など、中小企業は大きな変化の局面にあります。

このような局面にあるからこそ、中小企業の自主的な努力を基本としつつも、市は中小企業振興を重要政策として位置付け効果的な施策を実行し、中小企業支援団体等は中小企業の経営に実効性のある支援を提供し、教育機関は本市の中小企業の現状を知り次世代を担う者に伝え、市民は消費者として本市経済の一翼を担っていることを意識することによって、中小企業の持続的発展に一丸となって取り組むことが必要です。

ここに、中小企業の振興を図ることにより、地域に根付く中小企業を創出し、育成し、存続させ、さらに次世代に引き継ぐとともに、市民や市内で働く人たちが働くことへ生きがいを感じ、人生を豊かに過ごす持続可能なまちを実現するため、この条例を制定します。

#### (目的)

第1条 この条例は、中小企業が本市の経済及びまちづくりにおいて重要な役割を果たしていることに鑑み、中小企業の振興について基本理念を定め、市の責務、中小企業者が努めるべき事項等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本市経済の健全な発展及び市民生活の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者であつて、市内に事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であつて、市内に事務所等を有するものをいう。
- (3) 中小企業支援団体 商工会その他中小企業者に対する支援を行う団体をいう。
- (4) 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融機関及び信用保証協会であつて、中小企業者に対する支援を行うものをいう。
- (5) 教育機関 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校であつて、市内に所在するものをいう。
- (6) 大学等研究機関 学校教育法第1条に規定する大学その他研究開発を行う機関であつて、市内において研究開発を行うものをいう。
- (7) 大企業者 市内に事務所等を有する事業者のうち、中小企業者以外のものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、中小企業者自ら経営の改善及び向上に努めるとともに、本市の農林水産物、多様な人材その他本市の特性を活かし、かつ、守りながら、中小企業者、国、県、市、中小企業支援団体、金融機関等、教育機関、大学等研究機関及び大企業者の相互連携並びに市民の協力を基本として推進されなければならない。

2 中小企業の振興は、中小企業一般に比して経営基盤がぜい弱な小規模企業者に配慮して推進されなければならない。

(市の責務等)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、中小企業の振興に関する施策の実施に必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

3 市は、中小企業の振興に関する施策を効果的に推進するため、中小企業者、国、県、中小企業支援団体、金融機関等、教育機関、大学等研究機関及び大企業者と密に連携するよう努めるものとする。

4 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、研修及び人材交流を通じて、専門的知識及び経験を有する職員の育成に努めるものとする。

5 市は、工事の発注並びに物品及び役務の調達に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会を増大するよう努めるものとする。

(中小企業者の努力)

第5条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に対応して、自主的に経営の改善及び向上に努めるものとする。

2 中小企業者は、地域における雇用の維持創出及び人材の育成並びに労働環境の整備に自主的に取り組むよう努めるものとする。

3 中小企業者は、その事業活動を通じて、地域の活性化並びに防災及び災害復興に資するよう努めるものとする。

4 中小企業者は、中小企業支援団体への加入に努めるとともに、市及び中小企業支援団体が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(中小企業支援団体の役割)

第6条 中小企業支援団体は、中小企業者の加入を促進し、中小企業者の経営の改善及び向上を図るための取組を積極的に支援するよう努めるものとする。

2 中小企業支援団体は、中小企業者及び地域の現状把握に努めるとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するものとする。

(金融機関等の役割)

第7条 金融機関等は、中小企業者の資金需要に対する適切な対応並びに中小企業者の経営の改善及び向上に対する支援に努めるものとする。

2 金融機関等は、市内における創業に対し、積極的な支援に努めるものとする。

(教育機関等の役割)

第8条 教育機関は、キャリア教育を通じて、地域に貢献し次世代を担う人材の育成に努めるものとする。

2 大学等研究機関は、研究開発及びその成果の普及を通じて、中小企業の振興に努めるものとする。

(大企業者の役割)

第9条 大企業者は、その事業活動を通じて、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第10条 市民は、中小企業の振興が本市経済の健全な発展、雇用の創出及び市民生活の向上に寄与することの重要性を理解し、市内での消費行動その他の活動を通じて、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(基本施策)

第11条 市は、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 経営基盤の強化、経営の革新及び持続的な発展に関する施策
- (2) 人材の確保及び育成並びに労働環境の整備に関する施策
- (3) 創業及び事業承継に関する施策

- (4) 災害等緊急時の事業継続及び回復に関する施策
- (5) 中小企業間及び産業間の連携による経済循環に関する施策  
(振興計画)

第12条 市長は、中小企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中小企業の振興に関する計画を策定する。

(振興審議会)

第13条 この条例の適正な運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、糸島市中小企業振興審議会を置く。

2 糸島市中小企業振興審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(実施状況の公表)

第14条 市長は、中小企業の振興に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 糸島市中小企業振興審議会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、糸島市中小企業振興基本条例（令和2年糸島市条例第27号。以下「条例」という。）第13条第2項の規定に基づき、糸島市中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 条例第11条に規定する施策に関すること。
- (2) 条例第12条に規定する計画に関すること。
- (3) その他市内の中小企業の振興に関すること。

### (組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 中小企業関係者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 金融機関等関係者
- (4) 一般公募した市民
- (5) 市長が特に必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会において必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第7条 審議会の庶務は、経済振興部商工振興課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱された審議会の委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

附 則 (令和4年3月25日規則第7号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

## 糸島市中小企業振興審議会委員

令和8年3月31日現在

氏名	機関・団体名	選出区分	備考
大館 照光	糸島市商工会 会長	中小企業関係者	令和8年2月 まで
中原 理臣	(株)イトキュー 代表取締役社長	中小企業関係者	
吉田 恵美子	アイスタイルエステート 代表	中小企業関係者	
平川 祐二	(一社)福岡県中小企業家 同友会糸島支部	中小企業関係者	
福島 良治	いとしまちカンパニー合同会社 代表社員	中小企業関係者	
尾崎 恭子	(一社)ママトコロボ 代表理事	中小企業関係者	
酒見 勇次	福岡県福岡中小企業振興事務所 所長	中小企業関係者	
安武 美歩	(一社)福岡県中小企業 診断士協会	学識経験者	
大城 悦徳	福岡県社会保険労務士会	学識経験者	
津川 健	糸島金融協会会長 (福岡銀行糸島支店長)	金融機関等関係者	
小河 英子	福岡西公共職業安定所 次長	市長が特に必要と 認める者 (雇用関係)	
鬼東 佳苗	糸島市中学校校長会 (二丈中学校 校長)	市長が特に必要と 認める者 (教育機関)	
永濱 晋一郎		一般公募した市民	令和8年2月 まで
安丸 雄介		一般公募した市民	

## 前計画（第1次）事業の実施状況

### 1. 経営基盤の強化、経営の革新及び持続的な発展に関する施策

#### ◎成果指標

項目	基準値 R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	現状値 R6年度	目標値 R7年度
法人市民税決算	4.19億円 (H30)	4.21億円	3.98億円	4.62億円	5.18億円	4.25億円
市内総生産額	2,287億円 (H29)	2,283億円 (R1)	2,314億円 (R2)	2,351億円 (R3)	2,438億円 (R4)	2,400億円
経営革新計画承認事業者数	19件	28件	18件	13件	7件	25件

	主な取組	事業内容
<b>(1) 経営基盤の強化</b>		
1. 相談及び指導の充実	○中小企業の経営に関する窓口相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営全般（経営・金融・税務・労務・販路開拓・情報化・共済等）にわたる窓口相談（商工会）</li> <li>中小企業振興センター（県）</li> <li>グローバルコネクト福岡（県）</li> <li>中小企業基盤整備機構（国）</li> </ul>
	○中小企業の経営に係る巡回指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営全般（経営・金融・税務・労務・販路開拓・情報化・共済等）にわたる巡回指導（商工会）</li> <li>バースデー訪問事業（商工会）</li> </ul>
	○支援情報の積極的な周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>国や県の相談窓口の情報提供（商工会、市）</li> <li>広報紙による情報発信（市）</li> <li>公式LINEによる情報発信（市）</li> <li>メールマガジンによる情報発信（商工会）</li> </ul>
2. 学習機会の充実	○事業計画や経営理念の策定のための講座	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営指針書策定セミナー（商工会）</li> <li>補助金・助成金活用セミナー（商工会）</li> </ul>
	○中小企業経営者による経営体験の紹介	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営体験発表会（同友会）</li> <li>業績向上セミナー（商工会）</li> </ul>
3. 円滑な資金調達の支援	○金融機関との連携による融資の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本政策金融公庫で融資を受けるための手続き仲介（商工会）</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡県制度中小企業融資の斡旋（商工会、指定金融機関）</li> <li>・一日公庫「個別融資相談会」（商工会）</li> </ul>
	○金融機関の融資に対する 利子補給支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利子補給助成事業補助金（商工会、市）</li> <li>・創業支援資金利子補給補助金（商工会、市）</li> </ul>
	○国や県などの支援制度の 情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口、ホームページ等での情報提供（商工会、市）</li> </ul>
<b>（２）経営の革新</b>		
1. 新商品及び新サービスの開発促進	○新商品及び新サービスの開発に係る費用への助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がんばる中小企業者応援補助金（市）</li> <li>・経営強化専門家活用補助金（市）</li> <li>・経営革新賃上げ環境整備緊急補助金（県）</li> </ul>
2. 生産性向上の促進	○設備導入に係る税制支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先端設備導入計画に基づく税制支援（市）</li> <li>・九州大学連携地域における固定資産税の特例制度（市）</li> </ul>
	○国や県などの支援制度の情報提供・利用支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模事業者持続化補助金（国）</li> <li>・ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（国）</li> <li>・業務改善助成金（国）</li> <li>・生産性向上支援センター（県）</li> <li>・DX人材育成・確保促進事業（県）</li> <li>・中小企業振興センター専門家派遣（県）</li> <li>・福岡県よろず支援拠点（国）</li> </ul>
3. 情報通信技術（ICT）の活用支援	○国や県などの制度利用者の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・IT導入補助金（国）</li> <li>・ITに関する専門家派遣事業（商工会、よろず支援拠点）</li> <li>・戦略的CIO育成支援事業/IT経営簡易診断[(独)中小企業基盤整備機構]</li> <li>・国や県の制度利用者への情報提供（商工会、市）</li> </ul>
	○ICT活用講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DX推進セミナー（商工会）</li> <li>・テレワークのための勉強会（糸島市）</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>テレワークセンター)</li> <li>働きたい女性のためのデジタルワーク講座 (市)</li> </ul>
	○その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>福岡県商工会連合会デジタル応援隊 (商工会)</li> <li>プレミアム付電子商品券「いとしまPay」の発行 (商工会、市)</li> </ul>
4. 販路開拓の促進	○商談会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>ITOSHIMA いいもの出展事業 (展示販売会・商談会開催・参加) (商工会)</li> </ul>
	○マーケティング能力の向上への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>販路拡大セミナー&amp;個別相談会 (市、商工会)</li> <li>ライブコマースを活用した販路開拓セミナー (商工会)</li> </ul>
	○ふるさと応援寄付制度への出品促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>ふるさと納税・出品活用セミナー (商工会、市)</li> </ul>
	○その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模事業者持続化補助金 (国)</li> <li>いとしま応援プラザ運営事業 (市)</li> <li>福岡デザインアワード (福岡県産業デザイン協議会)</li> <li>DoCORE (どおこれ) ふくおか商工会 ショップ (商工会)</li> </ul>
<b>(3) 持続的な発展</b>		
1. 中小企業振興に関する意識高揚		<ul style="list-style-type: none"> <li>勉強会 (商工会、中小企業家同友会)</li> <li>人材活性化プロジェクト</li> </ul>

## 2. 人材の確保及び育成並びに労働環境の整備に関する施策

### ◎成果指標

項目	基準値 R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	現状値 R6年度	目標値 R7年度
市内で就業している人の割合	52.1%	52.1%	54.3%	—	—	55%
企業誘致件数 (H22～R7の累計)	13件	17件	19件	20件	20件	16件
有効求人倍率 (福岡西)	0.64倍	0.56倍	0.59倍	0.59倍	0.53倍	0.70倍

	主な取組	事業内容
<b>(1) 人材の確保及び育成</b>		
1. 事業活動を担う人材の確保	○人材確保のための面談会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就職面談会(商工会、ハローワーク、市)</li> <li>・高校生を対象とした企業講演会(糸島農業高校、玄洋高校)(市)</li> <li>・福祉の仕事セミナー&amp;会社説明会(ハローワーク)</li> <li>・女性のための合同会社説明会&amp;就職支援セミナー(県)</li> </ul>
	○就職のための情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・糸島市公式就職支援 WEB サイトの運営(市)</li> <li>・シニア活躍ステーションはっする(市)</li> <li>・国や県の制度利用者への情報提供(商工会、市)</li> </ul>
	○就労のための講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性向け就労支援セミナー(市)</li> <li>・福岡県外国人材受入企業講習会(県)</li> <li>・就職支援セミナー(国)</li> <li>・就職活動実践セミナー(県)</li> <li>・再就職支援セミナー(県)</li> </ul>
	○技術・技能を指導できる人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロフェッショナル人材センター(県)</li> <li>・副業プロ人材活用のための伴走支援事業(市、商工会)</li> </ul>
	○その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・糸島市ふるさとハローワークの共同運営(市、ハローワーク)</li> <li>・障がい者の就労支援(市)</li> <li>・雇用関係助成金(国)</li> <li>・ママと女性の就業支援センター(県)</li> <li>・若者就職支援センター(県)</li> <li>・中高年就職支援センター(県)</li> <li>・生涯現役チャレンジセンター(県)</li> <li>・㈱タイミーと連携したスポット雇用促進事業(市)</li> <li>・大学生等インターンシップ事業(市)</li> </ul>

2. 事業活動を担う人材の育成	○キャリア教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリアパスポートの活用（市）</li> <li>・起業家教育（市）市内全中学校で実施</li> <li>・子育て女性の再就職セミナー（市）</li> <li>・ママライター育成講座</li> </ul>
<b>（２）労働環境の整備</b>		
1. 就労しやすい環境の整備	○多様な働き方の提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・糸島市テレワークセンターの運営（市）</li> <li>・ホームページでの「糸島しごと」の魅力発信（市）</li> <li>・働き方改革推進支援センター（国）</li> </ul>
	○多様な働き方のための講座の開催	・テレワークのための勉強会（糸島市テレワークセンター）
	○保育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児保育施設整備への支援（市）</li> <li>・幼児保育の無償化（市）</li> <li>・放課後児童クラブの設置（市）</li> <li>・ファミリー・サポート・センター事業（国）</li> </ul>
	○国や県の制度利用者への情報提供	・窓口、ホームページ等での情報提供（商工会、市）
2. 企業立地及び産業集積の促進	○産業団地の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業団地整備事業（市）</li> <li>・雇用奨励金（市）</li> </ul>
	○誘致企業への税制支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誘致施設に係る固定資産税の課税免除（市）</li> <li>・ホテル及び旅館に係る固定資産税の特例（市）</li> </ul>
	○その他	・糸島サイエンス・ヴィレッジ構想

### 3. 創業及び事業承継に関する施策

#### ◎成果指標

項目	基準値 R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	現状値 R6年度	目標値 R7年度
創業件数（商工会支援件数）	44件 (H30)	48件	82件	73件	66件	72件
空き店舗の数 (中心市街地)	54軒 (H30)	59軒	57軒	55軒	46軒	47軒

	主な取組	事業内容
<b>(1) 創業</b>		
1. 未来を担う企業の創出と育成	○創業に係る相談窓口の設置	・創業に係るワンストップ窓口の設置（商工会、市） ・いとしま応援プラザの運営（市）
	○創業のための情報発信	・窓口、ホームページ等での情報提供（商工会、市） ・女性起業支援プラットフォーム Bloom 福岡による情報発信（県）
	○創業のための講座の開催	・創業機運醸成セミナー（商工会、市） ・創業塾（商工会、市課） ・資金調達セミナー＋個別相談会（金融機関、商工会）
	○創業者のフォローアップ	・創業者サロン（商工会、市）
	○創業者のネットワークづくりへの支援	・オープンコミュニティスペース「みんなの」での創業支援
	○まちなか未利用スペースの利用促進	・地域循環型創業支援補助金（リフォーム補助金）（商工会、市）
	○その他	・福岡よかところビジネスプランコンテスト（県） ・学生アイディア社会実装補助金（市）
2. 創業に必要な資金の円滑な供給	○創業資金に対する補助	・福岡よかところ起業支援金（県） ・小規模事業者持続化補助金（国）
	○創業資金の融資に対する利子補給支援	・創業支援資金利子補給補助金（商工会、市）
	○その他	・新規開業・スタートアップ支援資金（県） ・日本政策金融公庫で融資を受けるための手続き仲介（商工会）
<b>(2) 事業承継</b>		
1. 円滑な事業承継の促進	○事業承継のための講座の開催	・事業承継セミナー（商工会）
	○事業承継に係る費用への助成	・事業承継・M&A 補助金（国） ・事業承継実現（経営改善事業）補助金（県）
	○事業承継計画の策定支援	・事業承継診断（商工会）
	○後継者の育成	・中小企業大学校（中小企業基盤整備機構）

		・商工会青年部、壮青年部、青年会議所等
	○外部後継者とのマッチング	・事業承継・引継ぎ支援センター（中小企業基盤整備機構）
	○事業承継に向けた専門家の派遣	・事業承継・引継ぎ支援センター（中小企業基盤整備機構）
	○その他	・国や県などの制度利用者への情報提供（商工会、市）

#### 4. 災害等緊急時の事業継続及び回復に関する施策

##### ◎成果指標

項目	基準値 R1年度	R3年度	R4年度	R5年度	現状値 R6年度	目標値 R7年度
事業継続計画（BCP）策定件数	0件	0件	2件	9件	9件	10件

	主な取組	事業内容
1. 事業継続計画（BCP）の策定支援	○事業継続計画（BCP）に係る情報発信	・市ホームページでの情報発信（市）
	○事業継続計画（BCP）に係る講座の開催	・BCP策定セミナー（商工会）
2. 緊急時の資金調達の支援	○金融機関等からの融資を受けるための支援	・日本政策金融公庫で融資を受けるための手続き仲介（商工会） ・セーフティネット保証制度利用のための認定（市） ・緊急経済対策資金（県）
3. 災害発生時の情報収集	○金融機関等からの融資を受けるための支援	・商工災害システム（商工会・市）

#### 5. 中小企業間及び産業間の連携による経済循環に関する施策

##### ◎成果指標

項目	基準値 (H27年度)	最新値 (H30年度)	目標値 (R7年度)
地域経済循環率	60.3%	62.4%	70.0%

	主な取組	事業内容
1. 地域資源活用の促進	○市内中小企業の商品・サービス等の紹介	・糸島市商工会の会員紹介サイト「イトスキ」 ・糸島市観光協会の情報サイト「つなが糸島」
	○地元企業間取引のマッチング	・糸島食のわくわく協議会（市） ・事業者向けプレミアム付き商品券（商工会、市）
	○異業種交流会の開催	・新春交流会（商工会）
	○中小企業支援団体等の連携強化	・地域連携にぎわい創出事業補助金（市）
	○地元資源を活用した商品開発への費用助成	・がんばる中小企業者応援補助金【農商工連携】（市）
	○農林水産業者や教育研究機関との連携による、地域資源を生かした商品開発	・協定大学等課題解決型研究（市） ・組織対応型連携研究（市）
2. 市民による地域内消費の促進	○市内中小企業の商品・サービス等の紹介	・プレミアム付き地域商品券（商工会、市） ・地産地消応援団（市） ・直売所活性化事業（市）
3. 公共事業などの受注機会の増大	○市内事業者への優遇	・入札における市内事業者への加点、条件緩和（市）

## 中小企業者実態調査アンケート結果 (概要版)

調査実施者：糸島市 経済振興部 商工振興課

協力者：糸島市商工会

調査対象：市内の中小企業事業者（市HP、商工会会報）

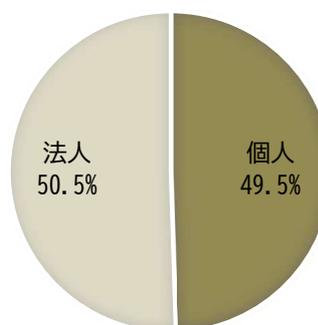
調査期間：令和7年4月～5月

回答件数：301件

今回の調査は、糸島市中小企業振興基本条例に基づく、第2次糸島市中小企業振興基本計画の策定に向け、中小企業の現状を把握するためにアンケートを実施しました。

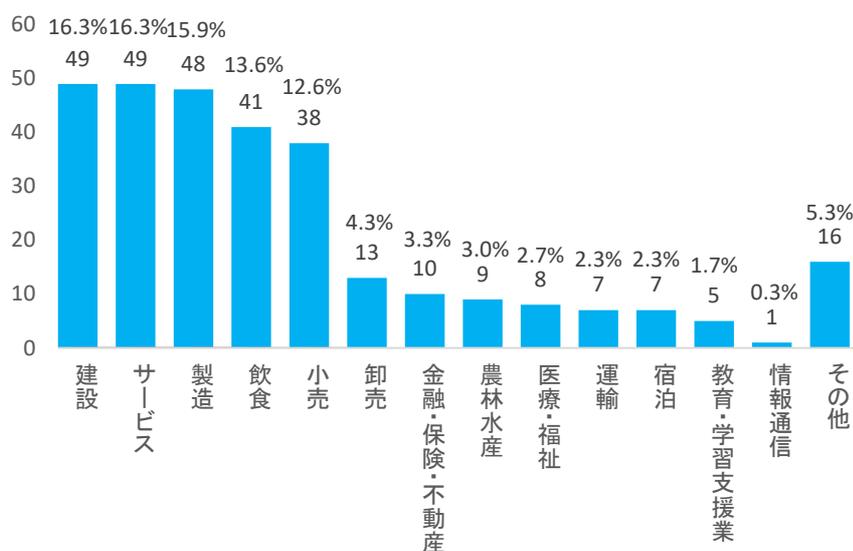
### 1 個人・法人の別

全体	個人	法人
301	149	152
100(%)	49.5%	50.5%

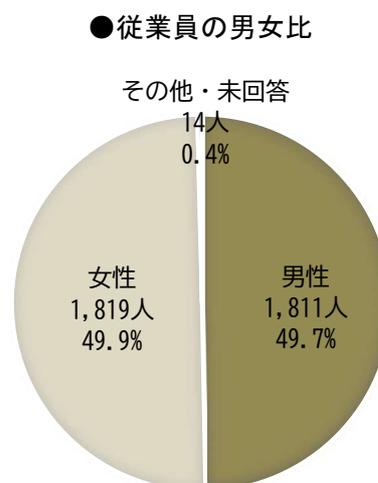
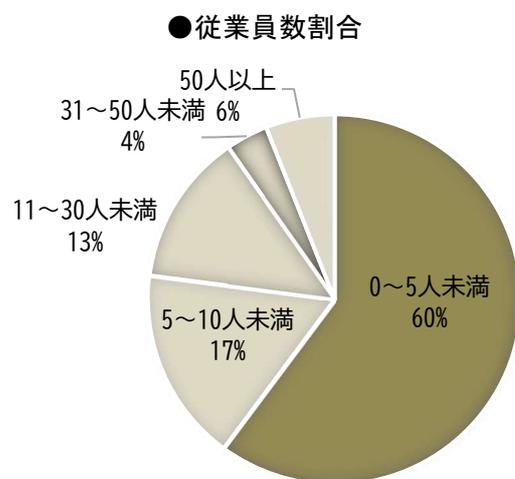


### 2 主たる業種

全体	建設	サービス	製造	飲食	小売	卸売	金融・保険・不動産
301	49	49	48	41	38	13	10
100(%)	16.3%	16.3%	15.9%	13.6%	12.6%	4.3%	3.3%
	農林水産	医療・福祉	運輸	宿泊	教育・学習支援業	情報通信	その他
	9	8	7	7	5	1	16
	3.0%	2.7%	2.3%	2.3%	1.7%	0.3%	5.3%

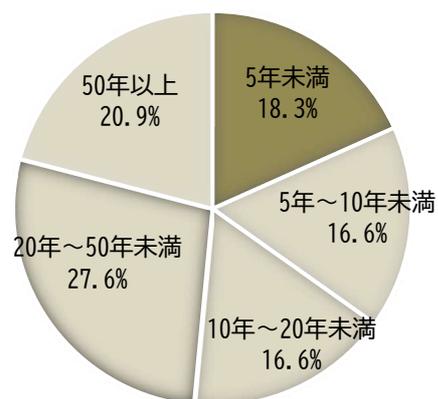


### 3 従業員数

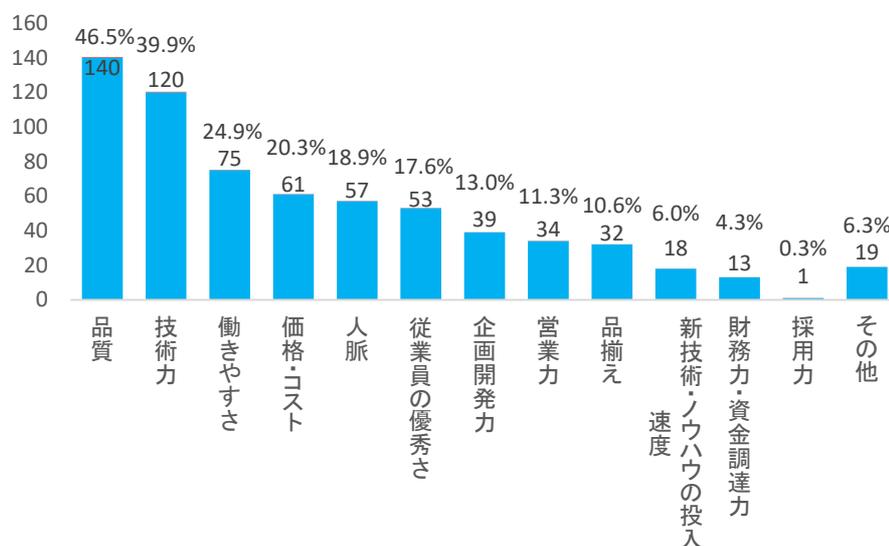


### 4 事業継続年数

全体	5年未満	5年～10年未満
301	55	50
100(%)	18.3%	16.6%
10年～20年未満	20年～50年未満	50年以上
50	83	63
16.6%	27.6%	20.9%

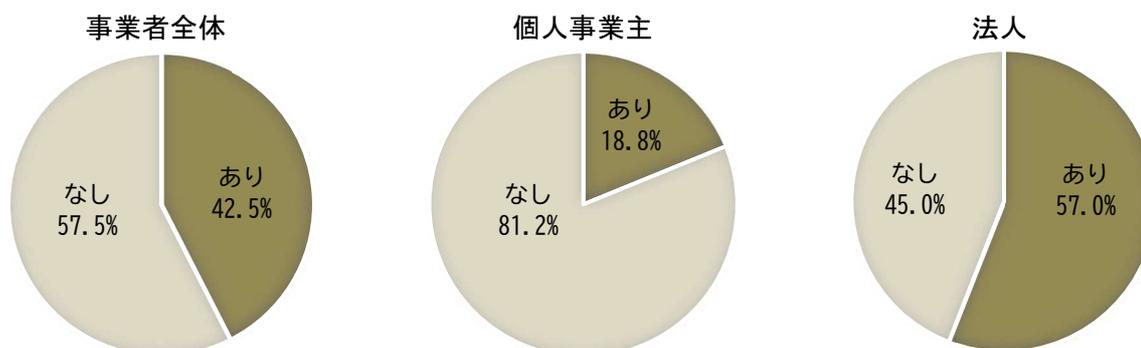


## 5 自社の強みは何ですか（回答数 662 複数回答）



自社の強みについては、「品質」、「技術力」という回答が多かったです。続いて「働きやすさ」や「価格」となっており、令和3年に実施した調査と大差ない結果となっています。自社の強みをどう考えるかは、現状把握において大事な点となります。

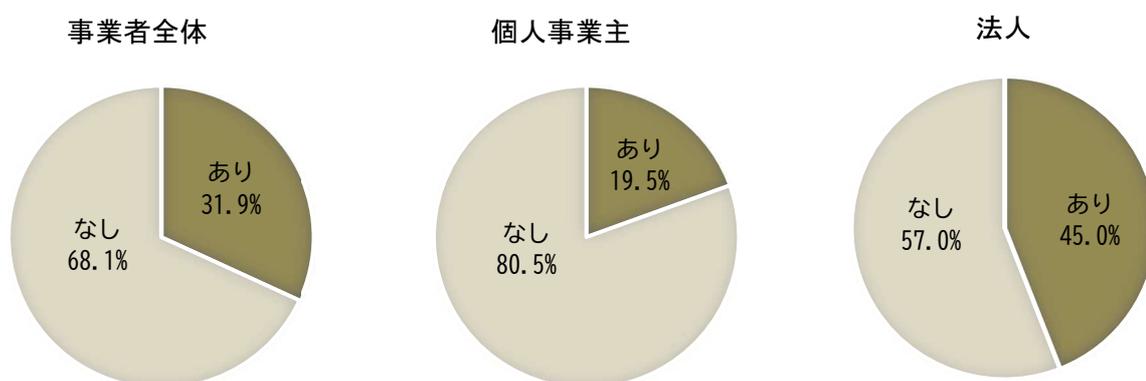
## 6 企業理念はありますか（回答数 301 個人事業主 149 法人 152）



7 経営ビジョンはありますか (回答数 301 個人事業主 149 法人 152)



8 事業計画はありますか (回答数 301 個人事業主 149 法人 152)



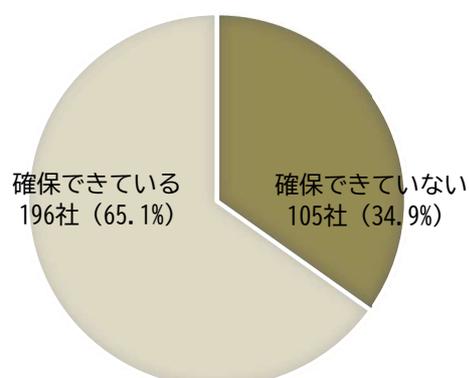
9 就業規則はありますか (回答数 301 個人事業主 149 法人 152)



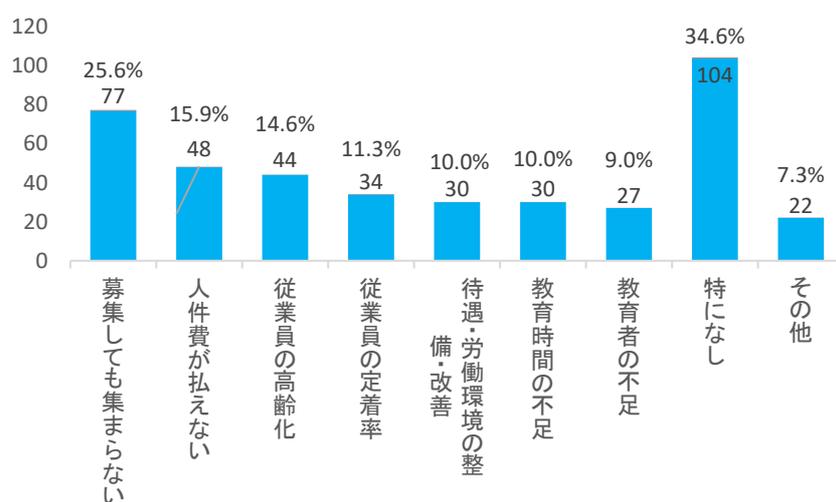
6～9までの全ての項目において、「なし」と回答した事業者が多かったです。「あり」と回答したのは、法人、個人事業主の別で見ると、法人の方が上回っています。

なお、全ての項目を策定しているのは30社で、29社が法人、1社が個人事業主です。

10 人材の確保はできていますか (回答数 301 個人事業主 149 法人 152)

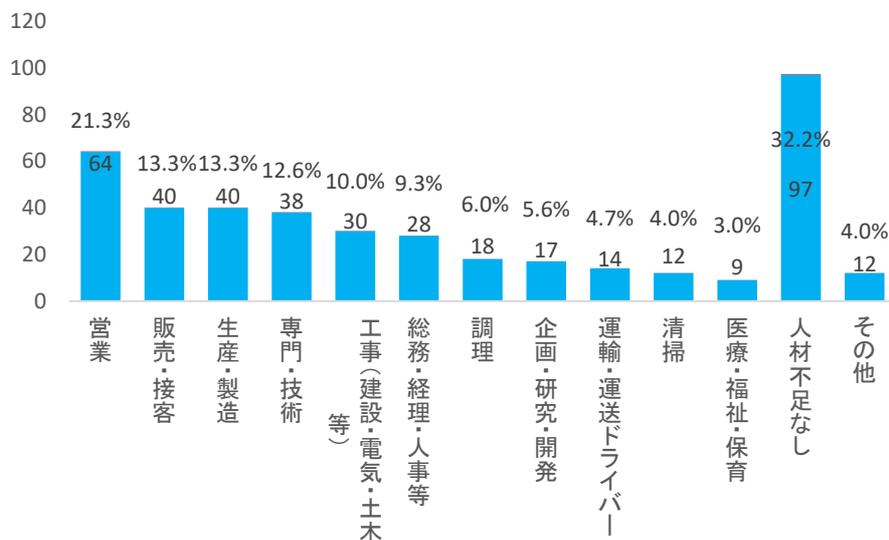


11 人材の確保における課題は何ですか (回答数 416 (複数回答可))



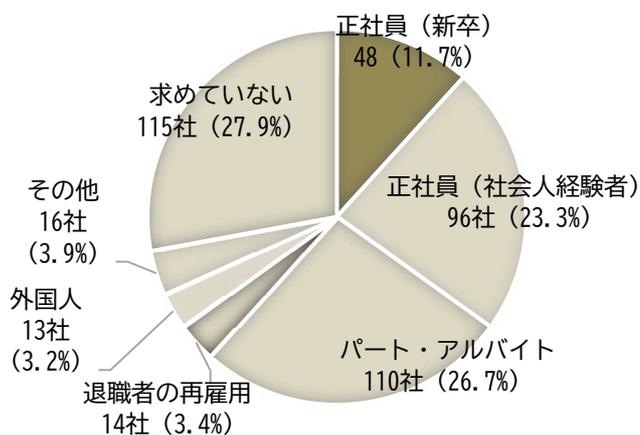
人材の確保における課題で最も多かった回答は「募集しても集まらない (25.6%)」、次に「人件費が払えない (15.9%)」、「従業員の高齢化 (14.6%)」の順でした。全体の66%の事業者が人材確保・定着等について、さまざまな課題を抱えています。

12 不足している人材の分野を教えてください (回答数 416 複数回答可)



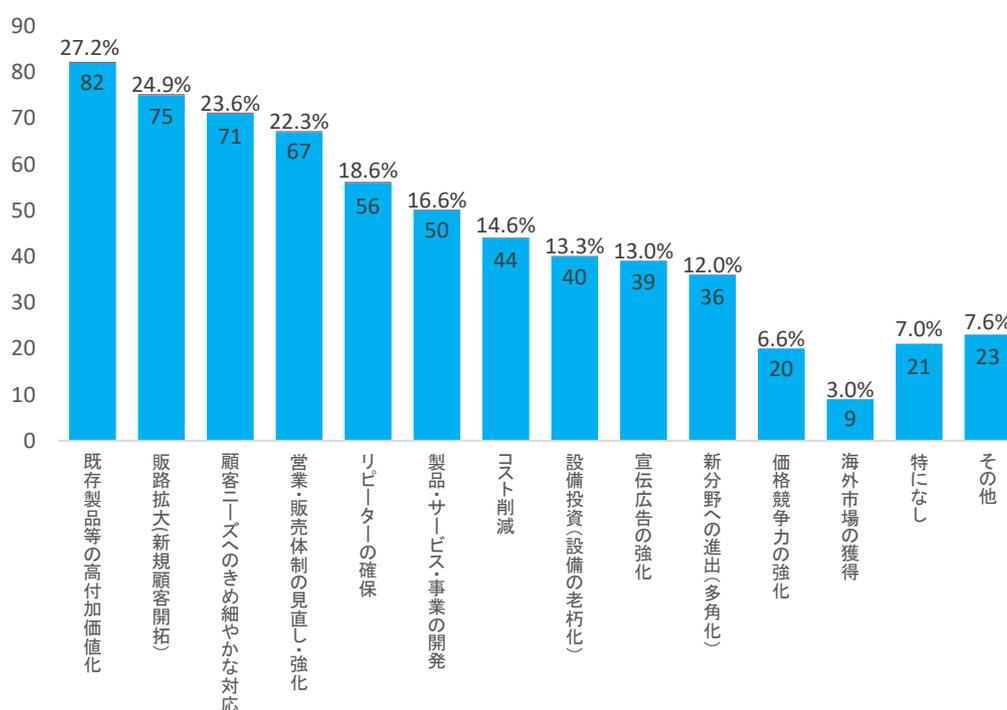
不足している人材の分野については、32%の事業者が「不足なし」と回答しています。しかし、「営業」「販売」「生産」など売りに直結する分野については、令和3年調査と同様不足しているという回答が多くあっています。

13 どのような人材を求めていますか (回答数 301)

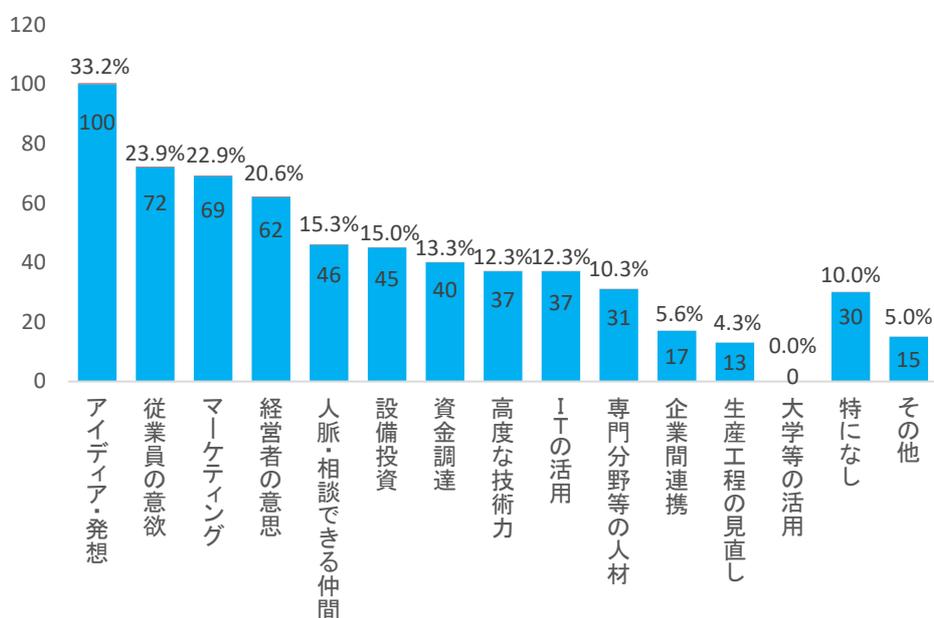


新卒及び社会人経験者の正社員が35%、続いてパート・アルバイトの順で雇用を考えているという結果となっています。

14 収益を上げるために課題となっていることは何ですか (回答数 633 複数回答可)



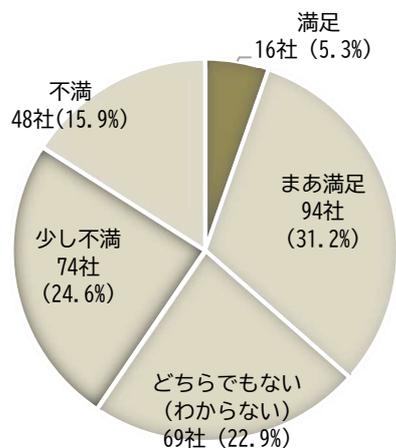
15 課題を解決するには、何が必要ですか (回答数 614 複数回答可)



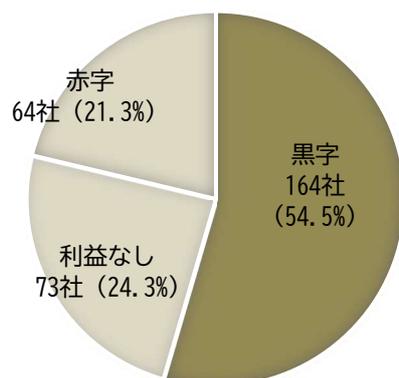
収益を上げるための課題は、「既存製品等の高付加価値化」「販路拡大」「顧客ニーズへの対応」などが上位となっています。

課題の解決のためには、「アイデア・発想」のほか、「従業員の意欲」「マーケティング」などが上位となっており、総じて人材に関するものが多いと考えられます。

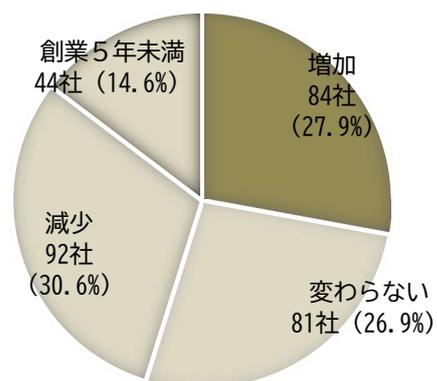
16 現在の経営に満足していますか (回答数 301)



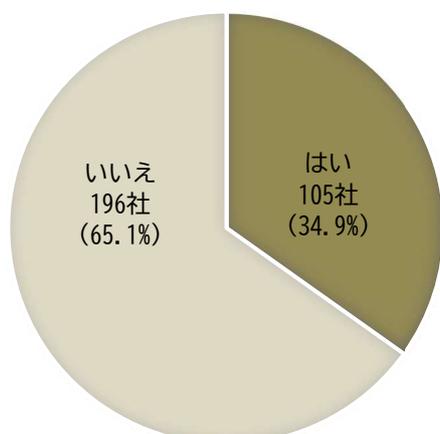
17 前期と比較した経常利益 (回答数 301)



18 5年前と比較した経常利益 (回答数 301)

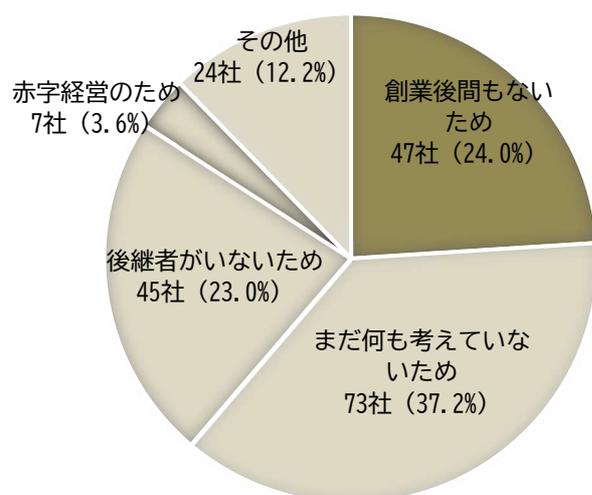


19 事業承継を考えていますか (回答数 301)



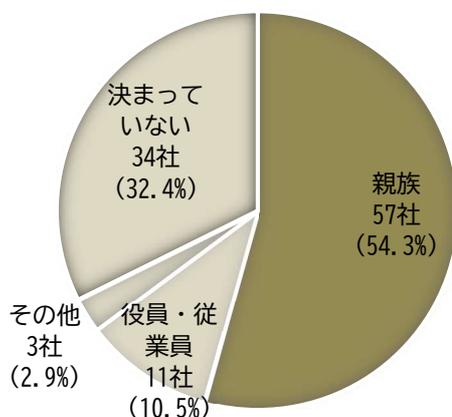
(19で「いいえ」と回答した事業者) (回答数 196)

20 その理由はなんですか

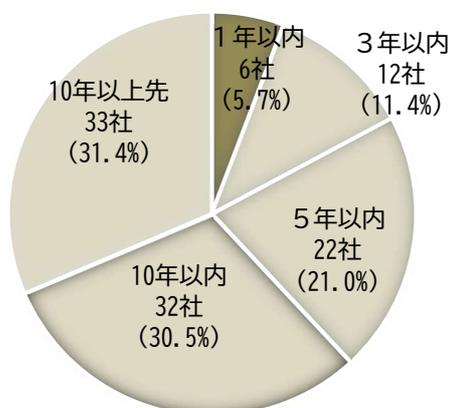


(19で「はい」と回答した事業者) (回答数 105)

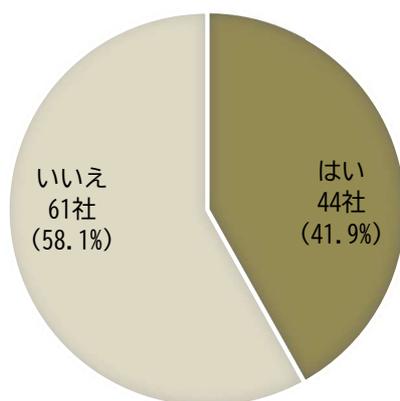
21 後継者は決まっていますか



22 事業承継はいつ頃予定していますか



23 具体的な準備を進めていますか



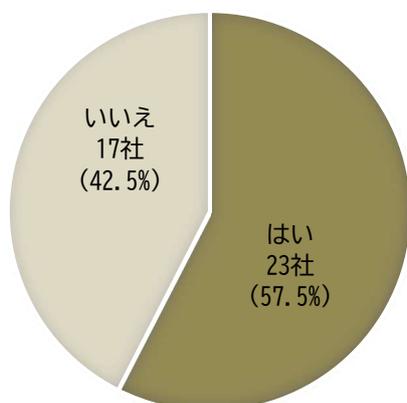
承継を考えている事業者のうち、67%が後継者を決めているという回答でした。

また、5年以内に承継を考えている事業者の57%が具体的な準備を進めています。

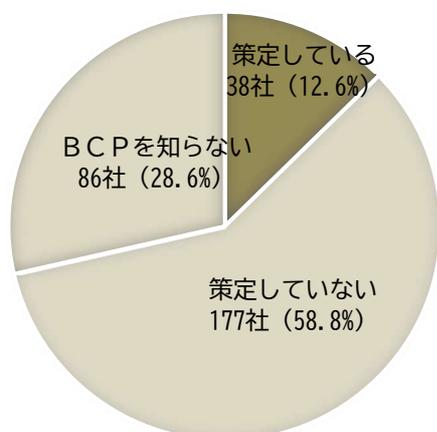
後継者への移行には時間を要することが考えられることから、早期に取り組むよう周知を図る必要があります。

(22で「5年以内」と回答した事業者) (回答数 40)

24 具体的な準備を進めていますか



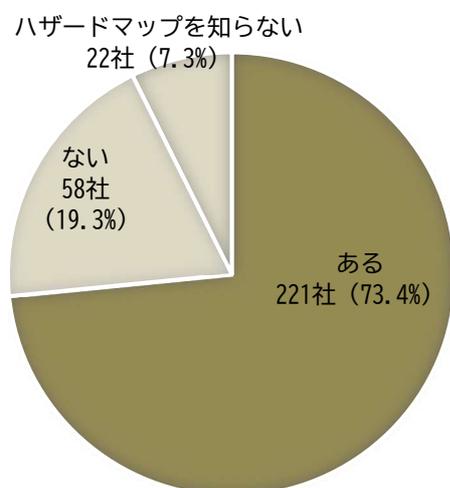
25 BCP※は策定していますか (回答数 301)



※BCP=事業継続計画とは、大規模災害、疫病の蔓延、テロ等の緊急事態が起きた時に、事業の遅延を最小限に抑えるため、災害対策に加えて、生産やサービスの継続等に必要な対応策を事業者ごとに定めた計画。

BCPを策定している事業者は、わずか38社(13%)にとどまっています。なお、38社のうち、11社が個人事業主で、27社が法人でした。

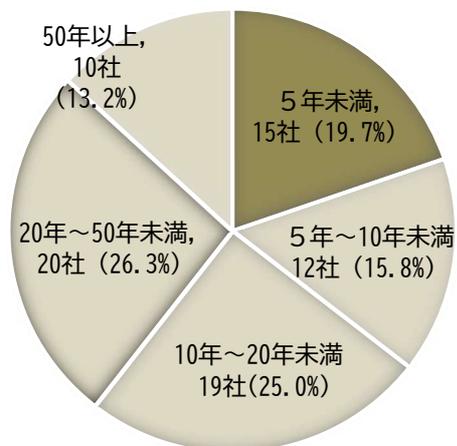
26 自社エリアのハザードマップを確認していますか (回答数 301)



自分の会社が所在するエリアのハザードマップは、7割を超える事業者が確認していると回答しています。しかし、26%以上が「ない」、「ハザードマップを知らない」と回答しており、前問(25)のBCPの策定状況と合わせると

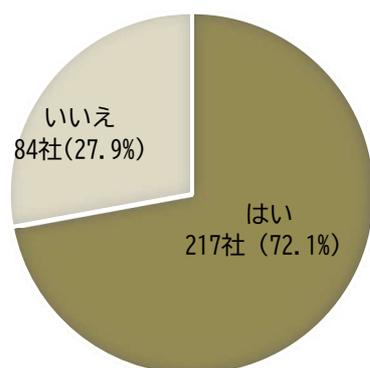
- ・ BCP 未策定+ハザードマップを見たことが無い 36社
- ・ BCP 未策定+ハザードマップを知らない 5社
- ・ BCP 知らない+ハザードマップを見たことが無い 18社
- ・ BCP 知らない+ハザードマップを知らない 17社 となりました。

27 前問(26)で抽出した 76 社の事業継続年数

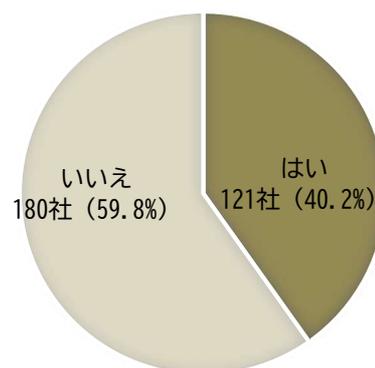


BCP やハザードマップ等、防災関係の計画などについては、事業継続年数に関係ない課題と考えられるため、分け隔てない取組が必要となっています。

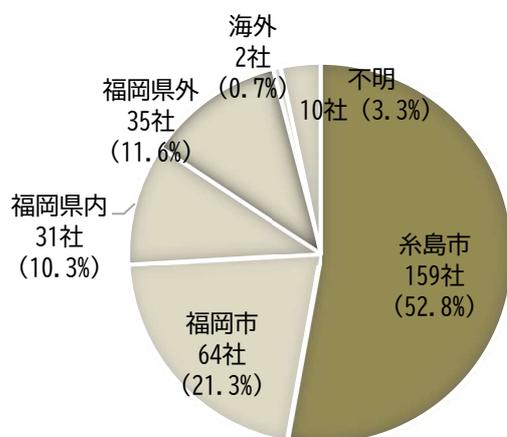
28 糸島市在住者を積極的に採用したいですか (回答数 301)



29 子育て経験者、介護経験者を積極的に採用したいですか (回答数 301)



30 主な売上先はどこですか (回答 301)



31 主な仕入先はどこですか (回答 301)

